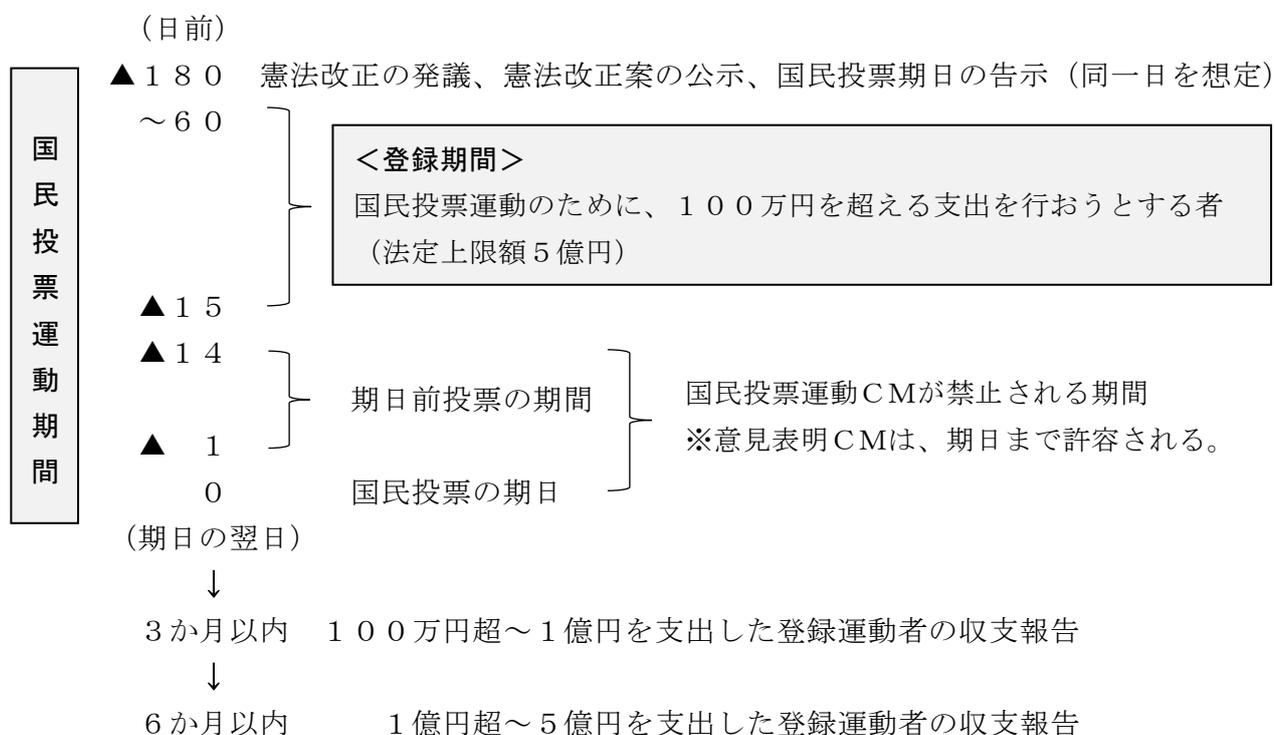


「国民投票運動費用規制の新設に係る国民投票法の改正について（概要）」
提案者によるコメント

1. 制度のイメージ



2. 内容に関するコメント

(登録基準額を100万円とした根拠)

- ① 国民投票運動のための支出の登録基準額として、「100万円を超える」としたのは、特段、根拠はありません。

「100万円を超える」とは、当該運動者が、国民投票運動を始めるに当たってその方針が確定している場合に限らず、国民投票運動の全期間を通じて、結果として「超える」場合を含みます。

登録運動者となり、支出が100万円を超えなかった場合でも、何らかの不利益を被るわけではありません（本提案では、収支報告義務を免除しています）。

登録の手續、収支報告の勘定科目その他の細則は、総務省令で定めることを想定しています。

(例1) 国民投票運動期間は、最長で180日となること、日当6千円で毎日、チラシの配布等のアルバイトをさせると、当該人件費だけで108万円となります。この場合、アルバイトを雇う者は、登録を行う必要があります。

(例2) 業者に依頼し、1回60万円かかる大規模ポスティングを行うとします。1回だけ行うのであれば、登録を行う必要はありませんが、2回以上行うのであれば、登録を行う必要があります。

(上限額を5億円とした根拠)

- ② 国民投票運動のための支出の上限額は、イギリスの国民投票法制を参考にしました。

イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票では、1万ポンド以上の支出を行う者は、運動者として認定を受けなければならないことが法律で定められ、その上限額は、70万ポンドとされてきました。また、国民投票は、2016年4月15日公示、6月23日投開票（国民投票運動期間は、70日間）であったことから、上限額は1日1万ポンドが基準であったとも考えられます。

日本では、最長180日間となることから、

$$1 \text{ 万ポンド (=約140万円)} \times 180 \text{ 日} = 2 \text{ 億}5,200 \text{ 万円}$$

日本は、イギリスの人口の約2倍であることから、

$$2 \text{ 億}5,200 \text{ 万円} \times 2 = 5 \text{ 億}400 \text{ 万円}$$

という値が求められます。

(登録の期限)

- ③ 多額の支出をし、期日前投票者及び不在者投票者に対して一定の影響を及ぼそうとする、いわば「駆け込み的な、悪意ある登録運動者」を排除する意味で、投票期日14日前から投票期日までの間は、登録を行うことができないこととしました。

もちろん、投票期日15日前までに登録をしておけば、投票期日14日前から投票期日までの間であっても、100万円を超える支出を行うことができます。

(国民投票運動CM規制の射程拡大)

- ④ 現行法（第105条¹）は、投票期日14日前から投票期日まで、国民投票運動CMのみを禁止していますが、憲法改正の発議の日（＝憲法改正案の公示の日、国民投票期日の告示の日）から投票期日まで、国民投票運動CM及び意見表明CMの双方を禁止すべきではないかという全面禁止案を、私は昨年12月12日の会合で提案したところです。

しかし、全面禁止案に対しては、田島泰彦先生から、「国民投票に関するCMも、憲法でその自由が保障されている言論・表現である。全面禁止ではなく、国民投票運動の費用規制の上限を設けることによって、その枠内で許容していく方向が望ましい」旨のご教示をいただいたところです。

したがって、本提案では、法第105条の改正には触れておりませんが、国民投票運動CMに対しても5億円という支出の上限が新たに掛かる点（②）では、制度改革として一步前進であり、広くご賛同をいただけるものと思料いたします。

(政党に関する特例規定の是非)

- ⑤ 政党も、国民投票運動のために100万円を超える支出を行おうとする場合には、個人と同様、登録を要することを想定していますが、特例規定を置いて、直近の国政選挙における得票率に応じて上限額を定める（上乘せする）ことも、なお検討の余地を残しています。

¹ 何人も、国民投票の期日前14日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、放送事業者の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。